



瀬田の名橋 (一)

J T 生

坂は照る／＼鈴鹿は曇る

あいの土山雨が降る

くもなき。

昔語りの面影や安藤廣重の名畫東海道五十三次の内土山
 驛春雨の風情は何處にも見當らないが、自動車が鈴鹿峠の
 遂道を抜けて、やゝしばし、水口の街を通り草津に入る頃
 までは二號國道と言ふよりも、やはり東海道と言つた方が
 感じが出る。省營バス龜草線の路線に當つては居るが其の
 幅員、屈曲、勾配は到底現代自動車道路の規格に適應すべ

此の東海道路に、おくめんもなく大きな體軀をジャンプさ
 せて行く省營バスの心臓の強さにあきれながら草津の街に
 出れば、これは又、天上川草津遂道を抜けて坦々一線高速
 度交通の需要を満して餘りある現代國道としての眞の姿、
 こゝ數年間に内務省が其の直轄で近代的工法に則り巨資を
 投じて改良したものと聞いて、さこそと頷かれる。二號國
 道をひた走り大津市に自動車を乗入れようとすれば、どう

しても渡らねばならないのが瀬田の大橋、小橋である。

鐵筋混凝土の永久橋體に檜造りの化粧して欄干擬寶珠を列べた姿は、又こゝで人々に東海道の思出をよみがへらすには置かない。

瀬田の夕照として近江八景の一に數へられ、近世俗謡に「瀬田のから橋唐金擬寶珠水に映るは膳所の城」と唱はれる瀬田橋は俗に瀬田の唐橋と呼ばれ、古くは「勢多韓橋」

「辛橋」などとも言はれ、昔は竹や板、藤などを筏に搦んで造られたから搦橋であるとか、辛勞して架設された爲に辛橋の名が起つたとか、神用の櫃を唐櫃と言ふが如く貴重物を唐と稱し貴き橋即ち神橋の意で唐橋と言ふとか、様々に傳へられてゐるが果して何れによるべきかを知らな

す。

新古今和歌集大江匡房の一首に、

眞木の板も昔生はかり成にけり

幾世へぬらんせたの長橋

とよまれ、近江八景の撰者近衛政家に、

露しくれもり山とをくすぎ來つゝ

夕日のわたるせたの長橋

とあることなどに依れば「せたの長橋」とも呼ばれてゐたものであらう。とに角、江戸時代には勢多橋と呼ばれ、明治二十二年町村制施行と共に東岸を瀬田村と名付られ十七年架換の際擬寶珠に瀬田橋と彫刻し爾來瀬田橋と定められたことはたしかである。

瀬田橋は古來、宇治、山崎の二橋と共に日本三名橋の一と稱せられてゐるが、果して何れの時代から架設されてゐたものであるかは必ずしも明かでない。

然しながら其の名が史上記録に散見してゐる處から推せば相當古くから存在してゐたものゝ様であり又或る時代には其の腐朽後架設が行はれず渡船を以て交通してゐたものゝ様でもある。もとより其の正確な考證は専門家の研究に俟たなければならぬが、皇紀八百六十一年神功皇后、新羅征服の御壯舉があり應神天皇と凱旋の途すがら、天皇とは御庶兄に當られる麩坂、忍熊二皇子の亂が起つたとき、

武内宿禰、謀を以て之を逢坂に追撃し、磯坂皇子變死の後、忍熊王は軍敗れて瀬田の渡に水死せられたと傳へられ、又皇紀一千三百三十一年天智天皇近江宮に崩御の翌年、大和の吉野に屏居してゐられた大海人皇子大軍を率ひて伊賀伊勢から轉じて美濃の不破道を衝いて近江に入られ近江朝の軍を撃破して瀬田の會戦となり、勝敗決して天皇（明治に至り弘文天皇と諡せらる）山崎に崩御せられた所謂壬申の亂には、大友皇子の軍瀬田橋の西に陣して、橋の長三丈餘を中斷し、一枚の長板を置いて之を踏渡る者あれば、其の板を引き水中に墜さうとした爲に大海人皇子の軍は進むことが出来なかつたと云はれて居る。

皇紀一千四百二十四年淳仁天皇の天平寶字八年には、藤原惠美押勝陰謀を企て、自ら都督使となつて近國の兵士を私したが、謀計露はれて其の一族近江に脱出するや、山背守日下部子麻呂、衛門小尉佐伯多智等が田原道より之を追討し、近江に出て勢多橋を焼いた爲に押勝は渡ることが出来ず僅かに遁れて高島郡に走つたと云はれる。

又降つて皇紀一千八百四十四年壽永三年平家に代つて京中を守備した木曾義仲の暴政を彈壓する爲鎌倉にあつた源頼朝は弟範頼、義經をして之を討伐せしめたとき、二將は大兵を分つて義經は宇治に範頼は瀬田に向つたので、義仲は其の老臣今井兼平と共に勢多橋を破壊して之を防いだが、遂に軍敗れて同年正月粟津原に戦死してゐる。

次で皇紀一千八百八十一年、承久三年六月、所謂承久の變に於ては北條時房が義時の命を受け長驅連捷、まさに京師を侵略せんとしたとき、京軍山田重忠等叡山の衆徒を率ひ、橋板を撤して會戦し、皇紀一千九百九十六年延元元年正月には足利直義の大軍西上に對して、名和長年、千種忠顯等之を勢多橋に防ぎ、同年七月には足利尊氏部將に令して、勢多橋の要害に屯し、近江の官軍を迎撃させた。南北朝分立の頃、皇紀二千十年北朝の觀應元年には足利直義、園城寺衆徒をして橋を警固せしめ遂には勢多橋を燒落しての激戦に及んでゐる。

更に降つては、天正四年安土築城以來伊賀、伊勢を夷げ

大和を平定した織田信長は羽柴秀吉をして中國征伐を行はせ、同十年六月（皇紀二千二百四十二年）自ら中國に出陣せんとして、僅かの近侍を従へ先づ京に入り、四條本能寺に假泊したとき、かねての酷遇に憤慨した明智光秀俄かに居城丹波の龜山から出陣して之を急撃し、遂に信長を弑し、轉じて二條城に信忠を攻殺し、進んで安土城に攻め入らんとして先づ勢多城主山岡景隆を誘降したが、景隆之に従はず勢多橋を焼いて舟を東岸に集め通路を遮斷して光秀の軍を大いに苦しめたと云ふことである。

この様に軍史にあらはれた瀬田橋は幾度となく兵火の犠牲となつて居り、其の架橋地點が如何に畿甸の咽喉として重要であつたかを物語ると共に、今を距る千七百餘年の昔から存在して、重い交通施設の役目を擔當してゐたものであることが窺はれる。

けれども此の様に戦火に焼き落された後、すぐに再架設が爲されたかどうかは疑問で、おそらくは前にも言つた通り、相當の期間橋がなかつた時代があつたであらうことは

想像に難くない。更科日記などでも、せたのはしみなくつれわたりわづらふ、と言つて源頼朝伊豆流罪の途中瀬田に橋がなく、賃舟によつて渡つた様に書いてゐる。

橋が架けられてゐた時代でも其の構造がどんなものであつたかは明かでない、當初から高欄に唐金擬寶珠を列べたものではなかつたらうけれども、度々焼き落されたり、其の中間を切斷されたりしたことから考へれば可成り簡單な木橋であつたにちがひない。尤も玉野の浦記と云ふものは、景行天皇の御宇湖水に筏を組んで瀬田に舟橋を掛けたとあるさうだから、浮動的の筏橋や舟橋のこともあつたのであらう。そして此の様に古い時代には大橋、小橋の双橋ではなかつたと思はれる。

織田信長の天正架橋は橋長百八十間だとあるから現在の橋長二百二十四米に比較して、假りに其の當時河幅がもと廣かつたとしても、其の架設位置は現在より下流であつて中間に島を挟んでゐなかつたのではあるまいか。

現在橋守神社に藏する「日本隨一之名橋瀬田橋歴史要覽」

には文化元年以後の構造に付て、橋長は大橋九十六間、小橋二十七間、幅員四間、用材は全部杉で橋杭横列三本宛配列し水際にて一本のぬきを貫通し、堅備四間宛の間隔にて大橋二十三組小橋六組、耳桁は角材、行桁は丸材、橋板は兩詰に三枚宛の通し板を用ひ他は二間の板を平列して中央にて寄せ合せたり、擬寶珠は大橋十一組小橋六組計三十四個なりと記してある。江戸幕府時代に至つては大小二橋であつたことは名勝圖繪や近江八景版畫等にも明かであり、橋長は東海道名勝圖繪には大橋九十六間、小橋二十二間とあり伊勢參宮名勝圖繪には大橋九十七間（幅七間）小橋二十七間（幅四間）としてある。

瀬田橋が新たな規模を以て完成され、交通の便に資せられた顯著なものは織田信長の偉業であると云はれる。信長は朝倉、淺井氏を滅ぼした後、征服の喜びを以て平和事業に着手し、松柳を並木とした三間幅の大道路を岐阜から京都へ近江を縦走して建設し、瀬田橋は天正三年（皇紀二千二百三十五年）七月架設工事に着手し、同年十月竣功せしめ

てゐる。僅々九十日間を以てした偉業の完成には驚くの外はない。

信長公記に「天正三年七月十五日御下去程江州勢田之橋山岡美作守木村次郎左衛門兩人に被仰付若州神宮寺山朽木山中より材木を取七月十二日吉日の由候て柱立橋の廣さは四間長さ百八十間餘双方に相手をやり爲末代攸之間丈夫に可懸遣之旨被仰付候天下の御爲と乍申往還旅人御憐愍也」とあり又「十月十二日勢田の橋出來申に付て可被成御一見爲陸を御上京事も生便敷橋の次第也各被驚耳目候」とあるによつても當時の壯觀をしのぶことが出来る。

江戸時代には橋の維持管理は幕府之を管掌したが、橋詰には橋番所を設けて地元民をして交替に保護の任に當らしめ橋の附近火災の場合は鳥居川、橋本、神領の三村は勿論近在擧げて消防に努めさせ、橋梁が危急に瀕せば近接家屋を破壊して延焼を防止させる外常時は橋杭にかゝる流失物を除かせ、或は橋番の勤務に對し特に助郷の賦役を免じた又満水の場合は兩橋詰の酒造業者に酒桶を出して橋上に置

かせ其の流失を防いだこともあつた様である。架換工事は膳所城主をして監督せしめ、維新の際に至つては其の爲膳所城主は祿高一萬石を附せられたと聞く。

其の架換記録及擬寶珠銘にあらはれたところに依つて架換工事の行はれたことの判るのは次の如きものである。

着 手 竣 功

| 紀元 | 年號及月 | 紀元 | 年號及月 |
|------|---------|------|---------|
| 二二三五 | 天正三年七月 | 二二三五 | 天正三年十月 |
| 二二四三 | 同 十一年 | 二二四三 | 同 十一年 |
| 二二九〇 | 寛永七年十二月 | 二二九〇 | 寛永七年十二月 |
| 二二九二 | 寛文元年四月 | 二二九二 | 寛文元年四月 |
| 二二三七 | 延寶五年六月 | 二二三七 | 延寶五年十一月 |
| 二三四二 | 天和二年 | 二三四二 | 天和二年 |
| 二三五四 | 元祿七年四月 | 二三五四 | 元祿七年七月 |
| 二三七〇 | 寶永七年十二月 | 二三七〇 | 正徳元年六月 |
| 二三八七 | 享保十二年五月 | 二三八七 | 享保十二年八月 |
| 二四〇一 | 享保二年九月 | 二四〇一 | 享保二年九月 |
| 二四三二 | 明和九年二月 | 二四三二 | 明和九年二月 |
| 二四五三 | 寛政五年八月 | 二四五三 | 寛政五年八月 |

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 二四六四 | 文化元年 | 二四六四 | 文化元年四月 |
| 二四七五 | 同 十二年 | 二四七五 | 同十二年四月 |
| 二四九〇 | 文政十三年 | 二四九〇 | 文政十三年八月 |
| 二五〇六 | 弘化三年八月 | 二五〇七 | 弘化四年正月 |
| 二五二一 | 文久元年二月 | 二五二一 | 文久元年四月 |
| 二五三五 | 明治八年九月 | 二五三五 | 明治八年十二月 |
| 二五五四 | 同二十七年八月 | 二五五五 | 同二十八年三月 |
| 二五八二 | 大正十一年三月 | 二五八四 | 大正十三年六月 |

之に依つて觀れば天正三年と同十一年との間僅々八年で架換が行はれてゐるが、之は前に述べた山岡景隆と明智光秀との戦火に原因したものであらう。

天正十一年と寛永七年との間四十七年、寛永七年と寛文元年との間三十二年、寛保二年と明和九年との間三十一年は何れも其の期間が長すぎる、こんなに耐久力のある橋梁が當時存在したとも思はれない、多分、橋のなかつた期間もあり、又架換工事があつても其の記録が缺けてゐたものと考ふべきであらう。

明治の初期にあつては國道の橋梁は政府の直轄に屬して

わたから明治八年の架換工事は政府の手によつて行はれたが、後之を地方費支辨に移し地方廳の管轄と改めたので、明治二十七年の工事は滋賀縣に於て施行したものである。

明治八年の架換工事の用材には比叡山の官林木を以てし其の工費精算額は金一萬百八十九圓六十六錢五厘であり、明治二十七年の工事には甲賀郡水口舊城山の官林木を用ひ其の工費精算額は金三萬一千二百六十六圓四十二錢七厘であつたと云ふ。

明治以前の架換工費に付ては詳細を知ることを得ないけれども、幕府記には、寶永七年乃至正徳元年の修覆費は凡そ銀二百七十九貫六百九十匁五分六厘であり其の内、古木古鐵、古銅の拂下代が銀十六貫三百四十九匁七分三厘差引銀二百六十三貫三百四十八分三厘とされてゐるとのことである。之等の費用は古くから國中諸浦船特に賦課したものと如くであるが、弘化三年八月の架換に當り小舟持にまで出金させ、それ以來其の利息を以て工費に充當することになつた様である。之に付ては、「勢田橋掛替仕法之事」に

「弘化三年八月勢田橋掛替に付古へより掛替入用諸浦丸船へ渡し雜用多分相掛り候間丸船持甚迷惑筋に付御仕法通湖水瀬小舟に至る迄出金致させ此利息大津御役所に積重ね以來橋掛替に入金相掛申間敷」と見えてゐる。

然しながら、之だけで橋の架換費や維持修繕費が充分であつた筈はなく、幕府支出の財源としては、公益事業家、所謂奇特者の寄附に俟つところが相當大きいものであつたのではあるまいか。

民間奇特者の行爲のうちで有名なのは、文化十一年頃に於ける、蒲生郡日野の産、京都の住人、中井正治右衛門の寄附である。中井正治右衛門は國恩報謝の意味で金二千兩を幕府に上納した處、幕府は之を勢多橋架換費及將來の修繕費に充當したので、同人は更に金千兩を上納し、尙其の外水中にあつても容易に腐朽しないと云ふので長五間末口一尺四寸の草槓二本の寄附と、大橋の敷板を槓材に取替ることを願出、幕府の容るゝところとなつて、此の草槓二本は大橋五間の間の橋枕に使用された。五間の間と言ふのは

明治二十七年の架換以前は全部三間の間であつて大橋の中央二小間だけが五間であつたので、之を通稱したので別に水穂の間とも言はれ、或は又其所は水深く龍宮に達してゐると云ふので龍宮の間とも言はれたものさうである。

正治右衛門は此の篤行により幕府から苗字帶刀を許されると共に銀十枚を授與されて表彰されてゐる。

正治右衛門の寄附採納願を見ると次の様に書いてある。

乍恐以書奉願上候

御仁惠泰平之御代に生合安穩に渡世仕候儀乍恐御恩澤之程可奉申上様無御座難有仕合奉存候依之所有金銀之内爲御冥加奉納度親共生涯申之居候得共何分是以奉申上候之時節茂無御座只内心に而已深存含籠在候計に而年月を相送り申候内親共儀八ヶ年以前相果申候尤病中此儀申居候に付其後早速に茂御願奉申上度奉存候得共右體之儀奉願候も恐多彼是光陰を相送り候得共亡父存心之趣空敷成行候茂甚以數ヶ敷奉存候間此度私所持金千兩上納仕度奉願候何卒永久之御遣ひ方にも被差加被下候は、冥加至極難有仕合可奉存候

且又恐多御願に御座候得共兩三年之内商賣向都合に寄猶又金千兩上納仕度可相成御儀に御座候は、内金五百兩之儀は萬一私子孫に至り困窮難澁仕候節其譯申上相願候は、追々に茂御下ヶ被成下候様奉願上候右等之趣格別之御憐愍を以御聞届被成下候は、如何計難有可奉存候尤も此度上納金高者御差圖次第に何時に而茂相納候可仕候間御聞濟之程願上候以上

柳馬場押小路下る町

文化九年申十月六日

吉野屋正治右衛門

誠に慇懃鄭重を極めたものであるが、たくみに子孫保全の爲に金五百兩を幕府に寄託してゐる處が面白い。

此の願は文化十曾年五月十八日聞濟になつて、同日西奉行三橋飛彈守、東奉行佐野肥後守立會で上納金は勢多橋架替の手宛に相成旨が申渡された。

そして、正治右衛門は文化十一年戊二月九日猶千兩、同年戊四月朔日猶千兩各上納出願をしてゐる。

之等に對する幕府の採納許可書とも言ふべきものは左の左の通りである。

御書下ケ左之通

金參千兩

内金五百兩者追相調候管

御國恩を存貯金上納無相違内金五百兩は萬一其方子孫に到り致困窮節下遺すべく右上納金者永々江州勢多橋御架替之節御遣方相成もの也

文化十一年戌十二月

肥後印

飛彈印

中井正治右衛門へ

又草檣木材獻上の願書には次の様に書てある。

恐乍奉願口上書

一此度江州勢多大橋小橋御掛替御普請被爲在候哉に茂奉承

知候右に付恐多御願に御座候得共左の草檣木材貳本獻納

仕度奉願候

一草檣 長五間貳尺 末口壹尺四寸 元壹尺八寸作り

右木材之儀者萬一杭木御遣ひ方にも相成候得者年數相保

候哉に茂兼て承知罷在候儀に御座候間心掛ケ罷在候之處

此節調合候に付何卒可相成御儀御座候得者右御遣ひ方に

被成下度偏に奉願候格別之御憐愍を以御聞濟被成爲下候

者御差圖之御場所江運送可仕奉存候何分御聞濟之程幾重

に茂奉願上候以上

文化十一年戌四月十五日

御奉行様

中井正治右衛門印

大橋の敷板取替に付ては幕府から次の様な申渡書が出されてゐる。

「其方儀江州勢多橋御掛替可相成趣承り御保方を存右御普請落札人共に申談大橋敷板之分檣材に木替之儀申立候右申立候趣奇特之筋に付聞置請負人江木替申渡候間其旨可存」。

幕府の表彰狀及帶刀御免の奉書は次の様である。

戌十二月四日 被仰渡候

柳馬場押小路下る町

中井正治右衛門

其方儀御國恩を存去酉年金貳千兩差上度段願出之通申渡

候處右納金江州勢多橋御手當に成候趣承草摺之木材貳本
差上度段も相願右之通聞置候去年苗字差免候後も陰徳心掛
ケ木材等差上度段相願奇特之儀に付爲御褒美銀拾枚被下之
右申渡趣難有可存

御奉書

其地町人中井正次右衛門御國恩を存是迄度々上納金致し
奇特之計有之且江州勢多橋懸替并御修復之節右上納金を以
御入用之内江差加右御用無滞相勤追々老年に茂相成候に付
非常旅行之節刀御免有之候様致し度旨町奉行申立候に付伯
耆守役中委細被申越候趣命承知候正次右衛門義年來奇特之
志有之者に付其身一代非常旅行之節帶刀差免候間其段可申
渡旨町奉行可被申渡候以上

天保二卯年八月廿二日

松平周防守

松平和泉守

大久保加賀守

水野出羽守

太田備後守殿

これよりもつと古い時代に於ても、橋梁の破壊流失など
の場合に卒先募財して國帑の不足を補つたり、勢多橋再興
の爲諸國勸進を行つたりした者が少くなかつた様であるが
未だ依るべき正確な文獻を知らない。(未完)

大町桂月翁曰く「天野屋利兵衛は男で御座る。痛快なる
談、言や、世には聖人を氣取るものあり、君子を氣取るもの
あり、英雄を氣取るものあり、更に下りて才子を氣取るもの
あり、更らに一層墮落して通人を氣取るものあり、……………
吾人は必ずしも、氣取ることを止めよと言ふものに非ず、さ
れど何人も——男で御座る——の觀念を有したき者也」